

津広水企公告第2号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月20日

津軽広域水道企業団 企業長 櫻田 宏

記

1 競争入札に付する建設工事

- | | |
|-------------|--|
| (1) 入札方法 | 条件付き一般競争入札 |
| (2) 入札参加形態 | 単体企業 |
| (3) 工事番号 | 第1—3582号 |
| (4) 工事名称 | 受水池躯体内配管設備工事 |
| (5) 工事場所 | つがる市森田町森田 地内 |
| (6) 工事期間 | 契約を締結した翌日から令和2年3月25日まで |
| (7) 工事概要 | ・配管設備 1式
・換気設備 1式
(建設リサイクル法対象建設工事) |
| (8) 支払条件 | 前払金 有り(契約額の40%以内) |
| (9) 予定価格 | ¥153,395,000円(消費税及び地方消費税含む) |
| (10) 最低制限価格 | 設定あり |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津軽広域水道企業団西北事業部条件付き一般競争入札要領第5条第1項に該当すること。
- (3) 役員（役員として登記され、又は届け出されてないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第15条に定める「土木一式工事」に係る「一般建設業又は特定建設業」の許可を受けていること。

(5) 公告日現在において平成30・31年度分津軽広域水道企業団建設業者等級名簿に業種「土木一式工事」等級「特A級」に登載されている本店を「津軽広域水道企業団西北事業部給水区域内」に有していること。

※給水区域内とは、つがる市、五所川原市（平成17年3月27日における市浦村の区域に限る。）

(6) 平成21年度以降に元請けとして、国又は地方自治体等の発注した「土木一式工事」1件の契約金額が「4,500万円以上」の施工実績を有すること。（共同企業体による施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。）

(7) 次のいずれにも該当する 主任技術者あるいは監理技術者 を現場作業期間については専任で配置できること。

①この工事に対応する2級以上相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者。

②当該入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。（入札参加資格申請日以前において、連続して3箇月以上の雇用関係がある者。）

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	提出先・方法
入札参加申請受付	令和元年 6月21日(金)から 令和元年 6月27日(木) まで	西北事業部 総務課
入札参加資格決定通知	令和元年 7月 1日(月) 予定	F A X
不服申立	令和元年 7月 2日(火) まで	総務課
設計図書の 閲覧及び貸出	令和元年 6月21日(金)から 令和元年 7月 4日(木) まで	総務課
設計図書の質疑	令和元年 6月21日(金)から 令和元年 6月25日(火) まで	電話及び F A X
質疑の回答(最終)	令和元年 6月27日(木) 予定	F A X
郵便入札期間	令和元年 7月 1日(月)から 令和元年 7月 5日(金) まで※当日消印有効	木造郵便局留
開 札	令和元年 7月 9日(火) 午前9時から	西北事業部 庁舎3階 入札室

※ 上記の入札参加申請受付、設計図書等の貸出ならびに質疑等の受付は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
なお、各手続き等の最終受付日については午後3時までの受付とする。

4 入札参加資格申請

(1) 提出方法 持参に限る。

(2) 提出書類

- ①条件付き一般競争入札参加資格審査申請書【様式第1号】
- ②建設業法に基づく許可書の写し
- ③総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書。）の写し
- ④配置予定技術者調書【様式第2号】
 - 1）技術者の国家資格等が確認できる書類の写しを添付すること。
 - 2）技術者が常時雇用されている者であることが確認できる書類（技術者の雇用保険被保険者資格喪失届、住民税の特別徴収税額通知書等。）の写しを添付すること。
- ⑤施工実績調書（施工実績が確認できる書類の写しを添付。）【様式第3号】
- ⑥誓約書（本公告文に添付の様式を使用すること。）
- ⑦注意事項
 - 1）配置予定技術者調書には、受注時に配置できる技術者を記載すること。
 - 2）配置予定技術者は当該工事完了まで、原則として変更できない。ただし、配置予定技術者が、死亡・退社・入院等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
 - 3）同一の技術者を重複して複数工事に配置予定の技術者とする場合において他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置できなくなった時は、直ちに入札辞退届により、当該入札の辞退を行うこと。
 - 4）他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- ⑧提出部数については1部（A4版）とする
- (3) 提出場所 津軽広域水道企業団西北事業部総務課
- (4) その他
 - ①申請書の作成及び申込みにかかる費用は、申請者の負担とする。
 - ②提出された申請書及び関係書類の内容について、別途その内容を聴取することがある。

5 入札参加資格の決定

- (1) 入札参加資格の確認は、申請書及び関係書類の提出期限日をもって行うものとし、その結果をFAXにより通知する。
- (2) 審査の結果、資格が認められなかった者は、不服申立書【様式第5号】により申立をすることができる。
- (3) 企業長は、不服申立に対しFAX【様式第6号】により速やかに回答するものとする。
- (4) 入札参加資格があると認められたものが、入札（開札）日までに次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を喪失するものとし、入札に参加することができない。
 - ①入札参加資格の要件を欠いたとき
 - ②申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき

③入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき

6 設計図書の閲覧及び貸出

- (1) 設計図書の閲覧は、津軽広域水道企業団西北事業部縦覧場所で行う。
- (2) 設計図書の貸出を希望する者は、設計図書等の貸出簿に記入し借り受けるものとする。(要印鑑)

7 質疑応答書

- (1) 設計図書等に対して質疑がある場合は、総務課へ電話連絡のうえFAXにて質疑応答書【様式第7号】を提出すること。
- (2) 質疑に対する回答は、回答予定日の午後5時までに、FAXで質問者のみに回答する。
 - ・ 工事担当課(者)へ直接問い合わせをしてはならない。(本公告における参加資格を取り消すことがある。)

8 入札方法

- (1) 入札方法については、津軽広域水道企業団西北事業部郵便入札要領(平成21年3月31日制定。以下「郵便入札」という。)により執行する。

9 工事費内訳書

- (1) 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事内訳書を同封して提出すること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する工事内訳書は無効とする。
 - ①内訳書の名称、金額若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたいもの、若しくは違算したもの。(入札書と内訳書の金額が合わないものも含む。)
 - ②鉛筆等の修正可能な筆記用具によるものを用いて記載したものや修正液等で訂正したもの。
 - ③記載内容が明らかに合理性に欠くもの。

10 入札条件

- (1) 津軽広域水道企業団西北事業部入札参加心得書を遵守すること。

11 入札保証金

- (1) 入札保証金については、津軽広域水道企業団水道事業会計規程(平成26年管理規程第4号。以下「会計規程」という。)第107条第1項第3号の規定により、免除とする。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。また、銀行若しくは企業長が確実と認める金融機関の保証

又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

1.3 入札辞退

- (1) 入札を辞退する場合は、入札辞退届【様式第4号】を開札日の前日までに、直接持参して提出すること。

1.4 開札の立ち会い

- (1) 開札にあたり、入札参加資格を有すると認められた者の中から、入札立会人2名を決定し、依頼する。
- (2) 入札立会人には、入札立会依頼書を送付するので依頼を受けた者（代表者又はその代理人）は、立会うこと。
- (3) 予定された立会人が開札の時刻までに到着しない場合は、当該入札事務に従事していない津軽広域水道企業団西北事業部の職員を立ち合わせる。

1.5 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者の入札。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者の入札。
- (3) 入札者心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 入札書又は封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札。
- (5) 前述「9 工事費内訳書（2）」に該当する者の入札。
- (6) 事前に公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札。

1.6 落札者の決定

- (1) 本入札は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

1.7 契約の締結

- (1) 落札者には、開札終了後、直ちに電話連絡する。また、落札決定の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間において、入札参加資格の要件を欠いた者又は指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けた者には、当該契約を締結しないことがある。

1.8 その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加者は、設計図書等を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (4) 提出書類等の様式は、津軽広域水道企業団西北事業部ホームページの各種様式を参照すること。

問い合わせ先

〒038-3196

青森県つがる市柏桑野木田福井20-4

柏分庁舎2階

津軽広域水道企業団西北事業部 総務課

TEL : 0173-25-2711

FAX : 0173-25-2188

誓約書

令和 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申請者住所

氏名 ⑩

私は、令和 年 月 日付で入札公告された第1—3582号 受水池躯体内配管設備工事 の条件付き一般競争入札参加資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照合することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

この様式に記載された個人情報、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

工 事 費 内 訳 書

入札日 令和 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

1. 工事番号 第1—3582号
2. 工事名 受水池躯体内配管設備工事
3. 工事場所 つがる市森田町森田 地内

(単位：円)

項 目	数 量	金 額	備 考
直 接 工 事 費	1 式	(税抜)	
共 通 仮 設 費	1 式	(税抜)	
現 場 管 理 費	1 式	(税抜)	
一 般 管 理 費	1 式	(税抜)	
合 計	1 式	(税抜)	

※入札書の金額と本書の合計金額は、必ず一致すること。